

頭髪損傷と慰謝料

弁護士 北村 幸裕

1 はじめに

不法行為または債務不履行によって、頭髪に損傷を受ける場合がある。例えば、美容院でパーマやカラーリングを依頼した場合に、パーマ液やカラーリングの溶液の問題によって頭髪が著しく痛んでしまうということが考えられる。

頭髪は体の一部であることから、頭髪に損傷を受けた場合には、損害として、頭髪の状態改善のために要した費用や、精神的損害を蒙ったとして慰謝料を請求したいと考えるのが自然であろう。

ところが、頭髪は、損傷を蒙っても具体的な痛みを伴うことはないし、髪型を工夫することで損傷を目立たなくすることもできる。また、頭髪は、時間が経過すれば伸びていくことから、いずれは元の状態に復元できる。

このような頭髪の特徴を考慮すると、頭髪に損傷を受けた場合に慰謝料を損害として認めることが妥当なのかという疑問が生じる。

この点を判断した裁判例は、公刊物上以下の3つしか存在しない。そこで、これらを分析することによって、いかなる場合に慰謝料を損害として認定することができるのかを検討したい。

2 判例の紹介と私見

以下の判例では、そもそも債務不履行または不法行為に該当するのかという点が争われているが、この点は特に問題とせず、損害に関する記載のみ抜粋することとした。なお、判決(1)及び(2)では漢数字が用いられていたが、本稿ではアラビア数字に変換した。

(1) 東京地判昭和40年10月7日(判例時報423号18頁)

(事案の概要)

原告は38才の未婚の女性で、昭和24年以来洋裁師として自立し、本件事故発生以前から月8万円程度の収入があったとされている。当該原告が、昭和38年5月21日、被告の経営する美容室において、パーマネントウエーブの施術を受けたところ、原告の頭髪はちりぢりに縮れて著しく傷み、かつ髪の生え際に沿って皮膚が赤く腫れ上り、特に前額部の中央が

かなり腫張することとなった。

当該腫張部分はその後3週間位で治癒し、頭髪も翌々日被告の美容室で処置してもらうことで一応の格好はついたが、同年6月中旬頃から脱毛がひどくなり、医師の診察を2回受けたがこれという効果はなかった。しかし、時間の経過によってほぼ従前の程度にまで回復した、という事案である。

(判決の概要)

判決では、「原告が女性の生命ともいべき頭髪等の損傷により精神上の損害を蒙ったことは推測に難くないから、被告は訴外人の使用者として原告の右損害を慰藉する不法行為上の責任を免れない」として、当然のように慰謝料を損害として認めた。

そして、事案の概要記載の原告の特性に加え、「本件事故の原因、態様、原告の頭髪等のその後の経過等諸般の事情を考慮すると、原告が被告に請求することができる本件慰藉料は金3万円が相当である」と判断した。

(私見)

本件は、頭髪損傷だけでなく頭皮にも傷害結果が生じていた事案であった。判決内容からすると、頭髪損傷によって精神的損害が発生すること自体は積極的に争われていないようであるが、これは身体に対する傷害結果も伴っていたからと思われる。

判決でも「頭髪『等』の損傷による精神上の損害を蒙った」としており、頭髪損傷だけに基づく慰謝料までは認定していないと解釈する余地がある。

なお、昭和40年当時の3万円を現在の価値に換算すると、現在の消費者物価指数は当時の約4.2倍であることから、12万～13万円程度に相当すると考えられる。

(2) 神戸地判伊丹支部昭和61年6月4日(判例タイムズ617号99頁)

(事案の概要)

原告は、昭和38年3月8日生まれの若い女性で、客から美容相談を受けることも多い化粧品販売員をしていた。

当該原告が、昭和59年2月中旬ころ(原告21歳のとき)、被告が経営する美容院において、いわゆるストレートパーマを依頼しその実施を受けたところ、少なくとも原告の前額毛髪生際部から頭頂部に向かってパートラインの両脇が部分的に根元付近から屈曲しその屈曲した毛髪が部分的に折れて脱落したという事案である。

(判決の概要)

判決では、「原告の毛髪は、本件損傷のため日々の洗髪や整髪に細心の注意と多大の労力を要するばかりでなく、好む髪型へのセットができない状態にある。そして、このような原告の毛髪が完全に回復するまでには、本件事故後に新しく伸び出した健全な毛髪が現在の原告の毛髪の長さである約40センチメートルに達するまでの約3年を要する」と認定した上で、「生活上及び職業上前記約3年の長期間にわたり著しい恥しさや不快感を強いられることになった」として、「原告が本件事故により被った精神的苦痛に対する慰謝料としては40万円が相当である」と判断した。

なお、当該判決では、慰謝料の他、「本件損傷にかかる毛髪を洗髪、整髪しやすくするためには良質かつ高価な洗髪、整髪料が必要であった」として、その整髪料相当額として10万円も損害と認定した。(私見)

本件は、頭皮等に傷害結果が生じておらず、頭髪損傷による損害としていかなるものが認定できるのかが問題となった事案である。

頭髪が完全に回復するまでの期間を3年間と認定した上で、この期間中、著しい恥ずかしさや不快感を強いられることから、慰謝料として40万円を認定しているが、この算定根拠は明確にはされていない。

なお、本件は、慰謝料とは別に、痛んだ頭髪に対するメンテナンス費用も損害として認定している点が注目に値する。

(3) 東京地判平成17年11月16日(裁判所ウェブサイト、NBL834号47頁)

(事案の概要)

原告は、新宿区にあるキャバクラに勤務するキャバクラ嬢であり、平成16年4月4日、被告に対し、原告の頭髪に関するカット、カラーリング等を依頼した。

その施術により、原告の頭髪は、主に、頭頂部を始め多くの場所に短い頭髪があること、短い頭髪と長い頭髪が馴染んでいないこと、全体的に毛量が少ないこと、それらによって巻き髪やアップにすることが困難な状態となったという事案である。

なお、原告は、自分のキャバクラ嬢としてのアピールポイントは長い髪が美しい点であると考えていたため、納得がいかない本件カット、本件カラーリングのままでの接客に自信がもてなかったことから、本件カット、本件カラーリング後にエクステーションを購入して装着していたという事情が認めら

れた。

(判決の概要)

判決では、「原告は髪をアピールポイントとしていたキャバクラ嬢であったのに、ウルフレイヤーに近い髪型となり、職業上巻き髪やアップをする必要があることもあって、エクステーションの装着を余儀なくされ、裏付けがあるだけでも約30万円の支出が認められること、髪に自信が持てなくなったため接客にも自信が持てなくなった時期もあったこと、しかし、他方、髪型の問題は時期がくれば解消するものであって、その期間も、原告が主張するように従前の髪型における長さを前提とするのではなく、本件美容契約の依頼の内容である髪型を前提とすべきであって、そうであれば1、2年で足りることを勘案すると、30万円をもって相当と認める」と認定した。

(私見)

本件では、職業上の特性、頭髪損傷後に負担した実費額、原告の心情、頭髪が元に戻るまでの期間を考慮して、30万円の慰謝料を認定したが、判決(2)同様、認定基準までは明らかにされていない。

なお、当該判決では、頭髪損傷が生じた後に原告が負担したエクステーション費用については請求がなされていたものの、独自の損害として認めずに、慰謝料認定の考慮要素として挙げるに留まっていた。判決(2)で認定された頭髪に対するメンテナンス費用は、いわば頭髪に対する治療費に類するものであるが、エクステーションについては、使用が不可欠なものとはいえ治療費に類するとすることに抵抗があったためと思われる。

そのため、エクステーション費用と同額の慰謝料を損害として認めていると考えられるが、上記NBLにおける解説では、「財産的損害に対する賠償金と精神的損害に対する慰謝料の境界が曖昧になっている」との指摘がなされている。

3 結語

上記判決の事例はいずれも被害者が女性であった。判決当時、被害者には頭髪の状態や髪型等に相応のこだわりがあり、意に沿わぬ髪型等を強いられることで精神的な苦痛を蒙るということが、個人の単なる意識の問題に留まらず、社会的にも同意できる状況にあったことから、いずれの事案でも慰謝料が認定されたと考えられる。

そのため、現在においても、頭髪損傷によって精神

的な苦痛を蒙ると社会的に同意できる事案であれば、慰謝料が認められるといえる。この場合の考慮要素としては、被害者の特性、損傷前の髪型や希望していた髪型、損傷の内容や程度、整髪に要する費用や期間等の事情が考えられる。

なお、慰謝料額については、判例上明確な基準がないが、予測可能性を担保するために明確な基準を設けることが望ましい。

私見では、交通事故等の慰謝料は治療期間や実治療日数によって算定されていることを参考に、頭髪のメンテナンスを治療と同視して、その期間や回数に基づいて算定すべきだと思料する。

参考文献

- ・加藤ひとみ「希望と異なる髪型にされたキャバクラ嬢による美容室への損害賠償請求が肯定された事例」NBL834号47頁(2006年)